

## 地盤調査費の助成について

地盤の液状化により住宅は傾斜や沈下の被害を受けることがあります。区民の皆さまが住宅を建てる際に事前に液状化対策へ向けた検討をしやすくなるよう、地盤調査費に助成を行います。

### 1. 助成対象敷地の要件

- ①葛飾区内にあること
  - ②新築又は建替えであること
  - ③階数が3以下であること
  - ④住宅、長屋、共同住宅（店舗併用住宅は面積の1/3以上が住宅）
  - ⑤延べ面積が500m<sup>2</sup>以下であること
  - ⑥開発による場合、1開発につき1調査とする
  - ⑦所有権を有する者（複数いる場合は全員）、建築確認申請の建築主（助成対象者を除く）及び地盤調査報告書の著作権を有する者から地盤調査報告書の収集及び提供について承諾を得ること
  - ⑧地盤調査データを区が利用・公開することに同意すること
- 〔公開する住所については、○丁目□番付近までの表記とし、調査会社名、氏名について非公開とします。〕
- ⑨葛飾区地盤の液状化判定調査者派遣実施要綱による派遣決定を受けていないこと

### 2. 助成額

地盤調査に要した費用の10/10（ただし、限度額35万円）

### 3. 地盤調査者の資格（①～③のうち、いずれかの資格を有するもの）

- ①地質調査業者登録規程の登録を受けている調査会社
- ②地質調査技士資格
- ③技術士（建設部門又は応用理学部門）

### 4. 助成対象者

- ①葛飾区が地盤調査報告書の内容を公開することについて承諾していること
- ②地盤調査に要した経費を全額支出した者

## 地盤の液状化判定方法について

地盤の液状化の可能性及びその程度の判定を行うための地盤調査方法及び液状化判定方法は下記をご覧ください。

### 1. 地盤調査方法

#### ① JIS A 1219 に規定する標準貫入試験

- ・試験深度は 20m 以上とする
- ・孔口標高は仮ベンチマーク (KBM) の高さとすることができます。

#### ② 埋立あるいは盛土地盤が地下水面上下の場合

##### JIS A 1204 に規定する土の粒度試験

- ・試験は土質名ごととすることができます。

##### JIS A 1205 に規定する土の液性限界・塑性限界試験

- ・試験は土質名ごととすることができます。

#### ③ ②の試験を行う必要がない場合

##### JIS A 1223 に規定する土の細粒分含有率試験でも可

※②,③に用いる試料は標準貫入試験で用いる SPT サンプラーにより採取したものとする。

### 2. 地盤の液状化判定方法

以下の方法を全て行ってください。

各評価方法は日本建築学会の建築基礎構造設計指針、建築物の構造関係技術基準解説書に掲載されている計算方法により検討を行ってください。

#### ① FL 法 液状化安全率 $Fl$ 値を求める方法

#### ② Dcy 法 予測地盤変位量の略算値 $Dcy$ を評価する方法

#### ③ PL 法 液状化指数 $Pl$ 値により危険度を評価する方法

### 3. 検討方法の計算条件

各評価方法の各計算条件は以下の数値を使用してください。

#### ① 地震マグニチュード $M=7.5$

地表面加速度  $\alpha=3.5[m/s^2]$  にて計算する場合、 $M=8.0$

#### ② 地表面加速度 $\alpha=1.5, 2.0, 3.5[m/s^2]$

全ての数値で計算を行ってください。

## **葛飾区地盤調査助成金交付申請・請求 書類**

### **1. 助成金交付申請時**

1 の地盤調査助成金交付申請書に 2 以降の書類を添付し、申請してください。

- |  |     |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 1 地盤調査助成金交付申請書（第1号様式）         | 1部  |
| <input type="checkbox"/> 2 建築確認済証と建築確認申請書（1～4面）の写し     | 各1部 |
| <input type="checkbox"/> 3 地盤調査に要した経費を証する書類の写し（領収書）    | 1部  |
| <input type="checkbox"/> 4 助成対象敷地の登記事項証明書              | 1部  |
| <input type="checkbox"/> 5 地盤調査報告書の収集及び提供に係る承諾書（第2号様式） | 1部  |
| <input type="checkbox"/> 6 地盤調査報告書（地盤の液状化判定を含む）        | 2部  |
| <input type="checkbox"/> 7 申請業務の委託を受けた場合、申請業務の承諾書      | 1部  |
| <input type="checkbox"/> 8 その他 区長が必要と認める書類             |     |

### **2. 助成金請求時**

地盤調査助成金交付決定通知書を受領後、地盤調査助成金請求書（第5号様式）により、請求してください。

#### **承諾書について**

承諾書(第2号様式)の対象者は下記要件に該当する方です。承諾書は複数名記入できるようになっていますが、承諾者ごとに分けて作成いただいても結構です。

- ・地盤調査報告書の著作権を有する者（地盤調査会社等）
- ・申請者以外に助成対象敷地の所有権を有する者（所有権を有する者が複数いる場合にあっては当該所有権を有する者全員）
- ・申請者以外の者が建築確認申請を行う場合、建築主（建築主が複数いる場合にあっては当該建築主全員）

#### **地盤調査報告書の事前審査について**

※ 地盤調査報告書については、事前審査を行っておりますのでご相談ください。

担当課：建築課建築安全係

☎：5654-8552, 5654-8553, 5875-7827